

小児集中治療の早期介入に関する協定書

国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「甲」という。）及び長野県立こども病院（以下「乙」という。）は、生命或いは神経学的に危急状態にある小児を救命し、後遺症を最小限とするため、乙の医師が信州ドクターへリ松本（以下「ドクターへリ」という。）に搭乗等して行う救急活動（以下「医師搭乗救急活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互の協力の下に医師搭乗救急活動を実施し、もって小児の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（活動範囲）

第2条 医師搭乗救急活動は、長野県内に限るものとする。

（運用）

第3条 医師搭乗救急活動は、別に定める運用手順によるものとする。

2 前項のほか、ドクターへリの運用に関し必要な事項は「信州ドクターへリ運用要領」によるものとする。

（資格等）

第4条 ドクターへリに搭乗する乙の医師は、甲が定める教育研修を受講するものとし、ドクターへリ搭乗中は、甲のフライトスタッフの指示に従うものとする。

（経費の負担）

第5条 医師搭乗救急活動に係る経費の負担及び管理の方法は、次のとおりとする。

- (1) 乙の医師がドクターへリの機内に持ち込む医療機器及び医薬品等の経費は、乙が負担し維持管理を行う。
- (2) ドクターへリの出動に伴う運航経費は、甲の負担とする。
- (3) 医師搭乗救急活動に伴う乙の医師の給与、旅費及び消耗品等の通常経費は、乙の負担とする。
- (4) 前各号に定める以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（事故等の処理）

第6条 医師搭乗救急活動の間に生じた事故等については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、甲の責任において処理するものとする。
- (2) 乙の医師の救急活動に起因する事故その他乙の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間が終了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、協定の期間は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたとき、或いは、運用手順を見直す必要があるときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

第9条 この協定は平成28年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 長野県松本市旭3丁目1番1号

国立大学法人信州大学医学部附属病院

病院長

本 341
一
信州大学医学部附属病院

乙 長野県安曇野市豊科3100

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県立こども病院

病院長

原田 憲和
長野県立こども病院